

徳島労働局発表
令和7年9月1日

【照会先】

徳島労働局労働基準部賃金室

室長 渡辺 孝行

室長補佐 吉成 洋美

(電 話) 088 (652) 9165

報道関係者 各位

徳島県最低賃金66円引上げ、時間額1,046円へ**一効力発生日は令和8年1月1日予定一**

徳島地方最低賃金審議会（会長 段野 聡子）は、本年7月17日、徳島労働局長（亀井 崇）から「徳島県最低賃金の改正決定について」の諮問を受け、徳島県最低賃金専門部会を設置して調査審議を重ねてきましたが、9月1日に結論を取りまとめ、同日徳島労働局長に対し「時間額1,046円」とする旨の答申を行いました。

徳島地方最低賃金審議会においては、去る8月4日に中央最低賃金審議会から示された目安を参考にしつつ、最低賃金法に基づき、政府の方針に配慮する等、諸般の事情を総合的に勘案して慎重に審議され、答申をまとめられたものです。

なお、県内は中小企業・小規模事業者が大半を占める状況にあり、原材料価格の高騰や最低賃金額の上昇に伴う労務費等、事業運営コストが年々上昇する中、十分な価格転嫁が困難な状況も踏まえ、政府等に対しなお一層の取組を要望する付帯決議が併せて示されました。

今後は、本答申の内容についての異議申出に関する諸手続を経て、徳島県最低賃金を改正することとしており、効力発生日は令和8年1月1日（木）となる予定です。

おって、徳島労働局は、引き続き、地域の関係機関と緊密に連携しつつ、賃金引上げや生産性の向上に取り組む事業主の皆様を支援してまいります。

【参考】

	時間額	効力発生日
答 申	1,046円	令和8年1月1日（予定）
現 行	980円	令和6年11月1日
引上げ額	66円	
引上げ率	6.73%	

【添付資料】

- ①答申文（写）
- ②徳島県地域別最低賃金の推移
- ③賃金引上げ支援策関係リーフレット